

「総量削減義務と排出量取引制度における中小企業等が二分の一以上所有する

指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン」

改正概要（令和6年4月1日）

1 p.3 （ア） 業種分類について

中小企業者の判断に用いる業種分類については日本標準産業分類の最新改定版を用いることとし、最新改定版を確認するための URL を追加

2 その他軽微な修正